

理事会議事録

- 1 開催日時 平成25年6月4日(火)午後1時55分～
- 2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会 定刻前ではございますが、ただ今から理事会を開催いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます、総務部庶務課副主幹の真鍋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の出席状況でございますが、理事定数25名、現在員数24名、本日の出席者20名、書面による出席4名、出席者合計24名でございます。従いまして、理事総数の3分の2以上に達しておりますので、定款第12条第5項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、はじめに、新たに、ご就任いただきました理事をご紹介申し上げます。

大阪府社会福祉協議会常務理事の井手之上 優理事でございます。大阪市母と子の共励会会長の小林眞喜子理事でございます。大阪市福祉局長の西嶋善親理事でございます。大阪市こども青少年局長の内本美奈子理事でございます。大阪市社会福祉協議会総務部長の山中成郎理事でございます。また、監事といたしまして、新たに大阪市老人福祉施設連盟の後藤静男会長にご就任いただいております。

次に、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。6月1日付けで就任いたしました村岡総務部管理課長でございます。

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第12条第4項の規定により、その都度選任することになっております。こちらから、ご指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を乾理事にお願いいたします。

乾理事様、よろしくお願い申し上げます。

乾 議 長 まず、理事会の議事録の署名人について事務局よりお願いします。

司 会 議事録の署名人は、定款により2名選任することになっておりますので、大正区社協会長の中道理事と身体障害者団体協議会長の手嶋理事にお願いいたします。

<1号議案> 会長、副会長の選任について

乾 議 長 それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案の会長・副会長の選任ですが、お手元にお配りしております資料1理事名簿をご覧くださいと思います。

まず、会長の選任ですが、座長さんを中心に議事を進めてもらってはと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、座長は、中田理事にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

中田座長 それでは、大変僭越ではございますが、会長の選任について、座長を務めさせていただきます。会長の選任につきましては、定款第7条第1項の規定に基づき、理事の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

小西理事 引き続き、乾理事さんをお願いしてはどうですか。

中田座長 会長には、前任期会長の乾 繁夫理事さんのご発言がありましたので、引き続き、会長をお願いできたらと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、乾 繁夫理事に会長をお願いいたします。では、乾会長から就任にあたり、ごあいさつをお願いいたします。

乾 会 長 (就任あいさつ)

中田座長 それでは、乾理事の会長選任が決まりましたので、互選書の作成について、事務局より説明してください。

浅井代理 総務部長代理の浅井でございます。

互選書につきまして、ご説明申しあげます。

法人代表者の登記手続きにあたりまして、理事会での決定を明確にする必要があることから、互選書を作成するよう、大阪法務局から指導がございました。

つきましては、只今から互選書を順次、お回しいたしますので、お手数ではございますが、ご署名並びにご捺印をお願いしたいと存じます。

中田座長 では、順次、ご署名等いただくということで、よろしく願いいたします。

これで、座長の役目を終わらせていただきます。

それでは、乾会長、議長をよろしく願いいたします。

乾 議 長 それでは、次に副会長の選任ですが、副会長候補者の腹案がありましたら、職務代理者の選任と併せて、事務局から説明してください。

橋本次長 事務局次長の橋本でございます。

事務局案といたしましては、現副会長の東成区社会福祉協議会長の清水 弘理事、大阪市地域振興会長の北尾 一理事、大阪市民生委員会会長連絡協議会長の神谷周道理事、大阪市社会事業施設協議会長の中田 浩(なかだ ひろし)理事、大阪市地域女性団体協議会長の吉村八重子理事の5名の方々に引き続きご就任いただきたいと考えております。

また、定款第7条第3項の規定に基づき、会長に事故ある時にその職務を代理することとなる職務代理者につきましては、清水理事をお願いしたいと存じます。

乾 議 長 ただいま、事務局から提案がございました。ご意見等がございましたら、願います。ご意見がないようですので、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、提案どおり決定いたします。

乾 議 長　それでは、ここで、副会長のみなさまから、一言ごあいさつをいただきたいと思ひます。

(清水副会長、中田副会長、北尾副会長、神谷副会長、吉村副会長、就任あいさつ)

<第2号議案> 専務理事の指名について

乾 議 長　続きまして、第2号議案の専務理事の指名についてですが、定款第8条第1項により、会長が指名するとなっております。

まずは、役員候補者選考にかかる経過について、事務局から説明してください。

橋本次長　専務理事候補者の選考経過についてご説明いたします。

平成24年5月に「大阪市職員基本条例」が制定され、これを受けて、12月に「大阪市退職者の外郭団体への再就職に関するガイドライン」が改正されました。主な改正点といたしましては、役員の場合、まず、法人固有職員の内部登用や民間人の登用を検討し、大阪市OB職員を除いて公募を行い、それでも適任者が見当たらない場合に、はじめて大阪市OB職員を対象とした公募を行うと云うものでございます。

本会では、このガイドラインのもと、「役員選考委員会」を設置し、求める知識や経験、並びに勤務条件等を明示し、公募を行いました。4月30日から5月13日の2週間公募を行いました。大阪市OB職員以外の応募者はなく、大阪市OB職員として壺阪現専務理事のみ1名の応募がございました。

先日5月14日に「役員選考委員会」を開催し、壺阪氏について書面による一次選考を行い、当人に対して二次の面接審査を実施いたしました。

役員候補者の決定につきましては、予め、選考委員全員の平均点80点以上を必要とすることが選考委員会で決定されておりました。採点の結果、4名の選考委員全員が80点以上の評価点であったことから、選考委員会として、応募者である壺阪氏を役員候補者と決定されたものでございます。

乾 議 長　ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ないようですので、選考委員会において役員候補者として決定された壺阪敏幸理事に専務理事として、引き続き、本会の組織・事業運営にご尽力いただければと思ひますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、壺阪理事に専務理事をお願いします。

では、壺阪専務理事から一言ごあいさつをお願いします。

壺阪専務

(就任あいさつ)

<第3号議案> 福島区在宅サービスセンターの建物にかかる本会持分の譲渡について(案)

乾 議 長　続きまして、第3号議案の福島区在宅サービスセンターの建物にかかる本会持分の譲渡について、事務局から説明してください。

浅井代理　総務部長代理の浅井でございます。

ご説明の前に、定款第12条第9項では、理事会の決議について利害関係を有

浅井代理

する理事は、その議決に加わることができないとなっておりますので、福島区社会福祉協議会会長の今井理事におかれましては、本日もご欠席でございます。

それでは、福島区在宅サービスセンターの建物にかかる本会持分の譲渡につきまして、ご説明申し上げます。

資料2-1をご覧ください。中段の【経過及び譲渡理由】でございますが、現在の福島区在宅サービスセンターは、平成8年4月1日に、福島区社会福祉協議会の設置運営で開設されましたが、その建物につきましては、平成5年2月から本会がデイサービス事業やホームヘルプサービス事業、また移動入浴サービス事業を実施するための拠点として開設いたしました海老江在宅サービスセンターを増築したものでございます。

建物総面積（1026.98㎡）のうち、本会が43%、大阪市37%、福島区社会福祉協議会が20%の持分となっております。

また、土地につきましては、大阪市の所有であり、使用面積は建物比率により按分しております。

貸借における事務的手続きとしましては、本会が、大阪市に市有財産借受申請と使用貸借契約転貸承認を申請し、承認を得ました後に、福島区社会福祉協議会と土地・建物貸借契約を毎年締結しております。

この度、資料2-2にございますように、福島区社会福祉協議会から区在宅サービスセンター建物にかかる本会の持分につきまして、無償譲渡のご要望がございました。

これを受けまして、本会といたしましては、他の23区社協の調査を行いました結果、資料2-3にございますように、土地は大阪市、建物は全て区社協となっておりますことから、大阪市とも協議をさせていただき、ご了解をいただきましたので、本日無償譲渡につきまして、定款第12条第1項に基づき、お諮りするものでございます。

以上、福島区在宅サービスセンターの建物にかかる本会持分の譲渡につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

乾議長

ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

ご意見・ご質問がないようですので、ご承認いただけますか。

（異議なし）

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定いたします。

<第4号議案> 評議員の選任（補充）について

乾議長

続きまして、第4号議案の評議員の選任（補充）について、事務局から説明してください。

壺阪専務

専務理事の壺阪でございます。

第4号議案 評議員の選任（補充）につきまして説明させていただきます。

それでは、お手元にお配りしております資料3並びに2枚目の「役員及び評議員の選任に関する規程」をご覧くださいと存じます。

評議員候補者でございますが、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」につきまして、5月30日付けをもって、大阪市

壺阪専務 会民生保健委員長に交代がございましたので、後任の長尾秀樹委員長に評議員をお願いしたいと存じます。

任期につきましては、本日、平成25年6月4日から任期の残任期間であります平成27年5月15日まででございます。

以上、第4号議案評議員の選任（補充）について説明させていただきました。ご審議の程、よろしくお願いたします。

乾 議 長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
ご意見・ご質問がないようですので、ご承認いただけますか。

（ 異 議 な し ）

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定いたします。予定の議案は、以上ですが、その他で、報告をお願いします。

山中部長 総務部長の山中でございます。

大阪市社会福祉協議会の現状につきまして、ご説明申しあげます。

まず、市社協職員数の推移でございます。大阪市におきましては、平成2年、高齢者施策を推進する総合的な取り組みの長期的な指針である「いきいきエイジングみおつくしプラン」が策定され、その実施計画の位置づけを持つ計画として、平成5年9月に「大阪市高齢者保健福祉計画」が策定されました。

この両計画に基づき、平成2年度から、毎年約100名の市社協雇用の常勤ホームヘルパーの増員が図られることになりました。平成9年度には、市社協ホームヘルパー数は最も多い時は968名を数えました。

平成12年4月、介護保険制度の導入を契機に高齢者ホームヘルプ事業の採算性と民間事業者の参入等を主な理由に収束することになり、定年退職年齢の引き下げ（65歳から60歳）や平成12年度から5回にわたる希望退職の募集により、職員数は、最大で平成10年度の1,534人でしたが、この間890人の減員を行い、平成25年4月現在、固有職員525人、外部登用も含めると644人となっています。

2枚目の市社協人件費比率の推移でございます。

10年前の平成14年度の人件費は、72億5472万3千円、平成24年度は46億9515万8千円、差引、25億5965万5千円が減額され、平成14年度の64.7%となっています。総事業活動費のうち人件費の占める割合は、依然として75.3%と高い数字となっています。

3枚目は、年齢別固有職員数ですが、50歳代が262人、比率にしますと50%と半数を占めており、いびつな職員構成となっており、平均年齢も48.2歳と高くなっています。

この主な理由として、平成20年度から24年度までの5年間で、定年・希望・自己都合退職者を合わせまして364人が退職しましたが、福祉職員の新規採用者は12人に止まっております。欠員になりました職域につきましては、嘱託職員、非常勤職員等の多様な雇用形態により効率的運営に努め、福祉の専門職としての役割を担う固有職員を核として配置し、市民へのサービスが低下しないよう取り組んでまいりました。

以上、大阪市社会福祉協議会の現状につきまして、ご説明申しあげました。

また、市社協のパンフレットを新たに作成しましたので、お手元にお配りさせ

山中部長 いただいています。今後、市社協活動の広報・啓発に努めてまいることとして
います。

乾 議 長 今の報告について、ご意見等ございますか。
ないようございます。
それでは、以上をもちまして、本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしま
した。
ご協力を頂きまして、誠にありがとうございました。
ここで、議長役、終わらせていただきます。

司 会 これをもちまして、理事会を終了させていただきます。
本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

本議事録の正確を証するため、ここに署名押印する。

平成25年6月4日

理 事 会 議 長 ㊟

理 事 ㊟

理 事 ㊟